

2012年10月18日

大阪市ゆとりとみどり振興局  
局長 梶川 義郎 様

大阪市従業員労働組合公園支部  
支部長 林 真樹

## 自治労現業統一闘争に関する要求書

自治労は、2012現業・公企統一闘争を産別統一闘争として「職の確立と市民との連携による自治体の責任に基づいた質の高い公共サービスの確立」を基本目標に掲げ、個別の具体取り組み指標を設定し、地域公共サービスを確立する闘争としての位置づけを明確にし、全国で取り組み体制の強化を図るとともに、今後、地方公務員法の改正に伴い地公法第57条の「単純労務」規定削除後の現業職員の新たな役割に必要な権限や責任を想定した諸制度のあり方について、考え方を取りまとめるとしてあります。

大阪市においては、8月1日に「大阪市労使関係に関する条例」を施行し、管理運営事項である政策課題について労働組合と意見交換を行わないことを明文化しました。このことは、「質の高い公共サービスを提供する」ための職場体制の確立に向けた議論を否定するものであり、これまで、労使合意によって積み上げてきた市政の発展と市民が安心して暮らすことのできる社会的セーフティネットを破壊するものでしかありません。

また、市政改革プランは、大都市制度改革を主眼においた市政の役割分担の細分化と行政のスリム化、そして財政改革に焦点をあてた内部効率性とコストカット改革に終始した改革と言わざるを得ません。

市従は、行財政のみに焦点をあてた簡素・効率化のコスト論を優先した市政改革ではなく、地方分権時代における、公共性や行政の役割と責任を明確にした多種・多様化する市民ニーズに応える公共サービスの提供に向け、時代の変化に対応した取り組みを推進するとしてあります。

私たち公園支部は、市民や公園利用者のニーズに柔軟かつ迅速に対応し、公園緑化・観光・文化・スポーツの各分野における局事業の質と水準を守り発展させていくため、自治労・市従本部の方針に基づき、現業統一闘争に関する要求を下記の通り申し入れます。

### 記

1. 公園緑化・観光・文化・スポーツの各分野における局事業は、自治体行政の責任として「直営」を基本に行うこと。
2. 現業労働者の勤務労働条件については、十分な労使協議を行うこと。
3. 市民生活と密接に関わる現業労働者の社会的・地域的役割を認識し、現業職場の「活性化」の観点から、現業管理体制の充実と、将来にわたる技能職員の「職の確立」を図ること。
4. 技能職員への人事評価制度については技能職員の担っている役割を的確に反映し、職場実態に応じた評価制度とすること。また、相対評価の導入を行わないこと。
5. 現業差別を撤廃し、現業労働者の生活と社会的地位の向上を図ること。
6. 労働安全衛生管理体制の充実・強化を図るとともに、作業実態に応じた被服貸与を行うこと。